

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第 120919005 号）の一部を以下の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は平成 24 年 11 月 7 日から施行する。

旧 規 程	新 規 程
<p>原子力規制委員会行政文書管理要領を次のように定める。</p> <p>平成 24 年 11 月 7 日</p> <p>原子力規制委員会 公印</p> <p>原子力規制委員会行政文書管理要領</p> <p>別表第 3（原子力規制法令） （1）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）関係</p>	<p>原子力規制委員会行政文書管理要領を次のように定める。</p> <p>平成 24 年 11 月 7 日</p> <p>原子力規制委員会 公印</p> <p>原子力規制委員会行政文書管理要領</p> <p>別表第 3（原子力規制法令） （1）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）関係</p>

事項 番号	主管 課	専決 事項	専決 者	合議 者	委員会への 報告の要否
1,2	(略)				
3~11	(略)				
12~21	(略)				

事項 番号	主管課	専決事項	専決者	合議者	委員会への 報告の要否
1,2	(略)				
3	核物質 防護室	原子炉等規制法第12条の2第1項の規定による製錬事業者の核物質防護規定の変更の認可（軽微な変更の認可に関するものに限る。）に関すること。	長官		要
4~12	(略)				
13	核物質 防護室	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可（軽微な変更の認可に関するものに限る。）に関すること。	長官		要
14~23	(略)				
24	核物質 防護室	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可（軽微な変更の認可に関するものに限る。）に関すること。	長官		要

<u>22～27</u>	(略)
<u>28～33</u>	(略)
<u>34～39</u>	(略)
<u>40～46</u>	(略)

<u>25～30</u>	(略)			
<u>31</u>	<u>核物質 防護室</u>	<u>原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による使用済燃料貯蔵事業者の核物質防護規定の変更の認可（軽微な変更の認可に関するものに限る。）に関すること。</u>	長官	要
<u>32～37</u>	(略)			
<u>38</u>	<u>核物質 防護室</u>	<u>原子炉等規制法第50条の3第1項の規定による再処理事業者の核物質防護規定の変更の認可（軽微な変更の認可に関するものに限る。）に関すること。</u>	長官	要
<u>39～44</u>	(略)			
<u>45</u>	<u>核物質 防護室</u>	<u>原子炉等規制法第51条の2第1項の規定による廃棄事業者の核物質防護規定の変更の認可（軽微な変更の認可に関するものに限る。）に関すること。</u>	長官	要
<u>46～52</u>	(略)			

		<table border="1"> <tr> <td><u>53</u></td> <td>核物質 防護室</td> <td>原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可（軽微な変更の認可に関するものに限る。）に関すること。</td> <td>長官</td> <td></td> <td>要</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>54～72</u></td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>73</u></td> <td>核物質 防護室</td> <td>原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること（軽微な変更の認可に関するものに限る。）</td> <td>長官</td> <td></td> <td>要</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>74～120</u></td> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </table>					<u>53</u>	核物質 防護室	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可（軽微な変更の認可に関するものに限る。）に関すること。	長官		要	<u>54～72</u>		(略)				<u>73</u>	核物質 防護室	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること（軽微な変更の認可に関するものに限る。）	長官		要	<u>74～120</u>		(略)			
<u>53</u>	核物質 防護室	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可（軽微な変更の認可に関するものに限る。）に関すること。	長官		要																									
<u>54～72</u>		(略)																												
<u>73</u>	核物質 防護室	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること（軽微な変更の認可に関するものに限る。）	長官		要																									
<u>74～120</u>		(略)																												
<u>47～65</u>	(略)																													
<u>66～112</u>	(略)																													